

社会福祉法人礼文町社会福祉協議会役員等の費用弁償等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人礼文町社会福祉協議会(以下「本会」という)の役員等(理事・評議員・監事・顧問)が本会業務のため旅行する場合等の費用弁償について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、礼文町社会福祉協議会職員旅費規則第3条の規定に準ずる。

3 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、職員に支給する旅費の例による。

(日当)

第3条 役員等が会長の招集に応じ、町内で開催される会議に出席するときは、日当として1回につき、2,000円を支給する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、役員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

平成10年1月1日から施行の社会福祉法人礼文町社会福祉協議会役員等の旅費規程は、平成24年3月31日をもって廃止する。

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。